

住み慣れた地域での暮らしを支える「地域運営組織」の仕組みができました！ ～ 安心して暮らし続けられる地域を目指して ～

町では、平成31年度から「いつまでも暮らし続けられる地域集落づくり」を目指し、「地域コミュニティ形成事業」に取り組んできました。問寒別地区をモデルとして、地域住民が中心となって地域の暮らしを守るための取り組みを行う地域運営組織の形成を目指して事業を進め、令和6年4月に問寒別地区において地域運営組織「特定非営利活動(NPO)法人ミナといかん」が立ち上がりました。

今回、地域運営組織による地域の暮らしを守り支える取り組みに対する町の支援の仕組みをご紹介します。

1. 幌延町地域運営組織に関する条例

地域運営組織に必要な費用や要素等について検討を重ね、令和7年第2回幌延町議会定例会において、「幌延町地域運営組織に関する条例」が制定され、全町で恒久的に適用できる地域運営組織による地域づくりの仕組みが整いました。条例は、地域運営組織と町の協働についての原則や役割を定め、地域運営組織の活動定着と活性化により、地域課題解決と安心して住み続けられる地域の実現を目指すことを目的としています。

主な内容	○要件と役割	・協働のまちづくりを推進するため自主・主体的に地域づくりに取り組む非営利団体 ・小学校区単位で、地区住民10人以上で構成する独立した民主的組織 ・地域づくりに積極的に取り組む地区全体を総合的に運営する組織
	○登録	・原則、1地区に1つの地域運営組織を登録
	○町の役割	・地域運営組織の地域づくり活動に必要な支援措置を講じる

2. 条例と一体的に運用する規則と要綱

条例制定に合わせて、地域運営組織の登録や支援措置を定めた規則と要綱を次のとおり制定しました。

(1) 幌延町地域運営組織に関する条例施行規則

地域運営組織の登録制度や登録手続き、情報公開、基本協定締結、町助成などを定めています。

(2) 幌延町地域運営組織との協定の締結に関する要綱

上記規則に基づき、登録された地域運営組織と町との協定として、地域運営組織で取り組む事業や町の一括交付金による財政支援などを定め、3年の基本協定書と1年の年度協定書を締結します。

(3) 幌延町地域づくり活動等一括交付金交付要綱

地域運営組織への支援の一環として、運営費等を対象経費とする自由度が高く柔軟性のある一括交付金の算定基準などを定めた要綱です。

(4) 幌延町地域づくり人材等支援事業補助金交付要綱

地域運営組織の地域づくり活動を支援するため、主に人材等に要する次の経費を支援します。

- ① スタッフ募集、確保、人材育成、雇用等経費
- ② 地域住民などが地域の担い手となるために必要な研修会開催、受講、視察、伴走支援等経費
- ③ 地域づくり活動に必要な刈払機、建設機械、有償運送運転者講習等資格取得経費

(5) 幌延町地域運営組織等事業推進補助金交付要綱

地域運営組織の事業を推進するため、主に人材等以外に要する次の経費を支援します。

- ① 国、道、民間団体からの補助金等を受けて実施する事業(町経由補助事業等)
- ② 施設及び設備整備経費
- ③ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品及びソフトウェア整備経費
- ④ 地域づくりビジョン等策定(改正)経費

なお、(4)と(5)は地域運営組織登録前でも一定の条件を満たす団体は対象となる場合があります。

人口減少社会にあっても、地域全体で支え合う共助、協働の取り組みを進めていきましょう。
地域づくりや地域運営組織について興味や関心がある方は、ぜひお問い合わせ、ご相談ください。

お問い合わせ先: 住民生活課 地域対策係 電話: 5-1112 告知端末: 5-8812